

# 11月は児童虐待防止 推進月間です



## ■児童虐待ってなに？

### ○身体的虐待

たたく、殴る、蹴る、首を絞める、投げ落とす、やけどを負わせる、水に溺れさせる、戸外に閉め出すなど

### ○ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にしている、病気になっても病院へ連れて行かない、車の中に放置する、学校に行かせないなど

### ○心理的虐待

言葉による脅し、子どもを無視する、兄弟間の差別扱い、子どもの心が傷つくことを繰り返す、子どもの前でDVを行うなど

### ○性的虐待

性的行為の強要、性器や性行為を見せる、ポルノ写真の被写体にするなど

## ■虐待かな？と思ったら

次のようなことがあれば、すぐに相談機関へ連絡してください。

※連絡した人が特定されないように秘密は厳守します。

○地域で子ども虐待を目撃、たたく音や泣き声・叫び声がよく聞こえる

○子どもに不自然な傷やケガがある、衣服や体が異常に汚い

○親が地域で孤立していたり、子どもを置き去りにしてよく外出する

## ■子育てに不安や悩みがあったら

育児についての不安や悩みは、誰もが抱えています。一人で悩まず、身近な人や相談機関などに相談してみませんか。

## ■相談窓口・機関

名称	連絡先
市役所子ども課 家庭児童相談室	☎83-1111(内線282)
中央子育て支援センター	☎81-5500
来迎寺子育て支援センター	☎81-4050
保健センター	☎82-8211
刈谷児童相談センター	☎22-7111
お子さんの保育園、幼稚園、学校	
地区の民生・児童委員、主任児童委員 (家庭への援助や指導など児童福祉に関する相談)	

▶問合せ 市要保護児童対策ネットワーク協議会事務局 子ども課 子育て支援係(内線223)

# 11月は「子育て応援の日 (はぐみんデー) 普及推進強化月間」

毎月19日は、育児のいく。(19)と  
かけて「子育て応援の日(はぐみん  
デー)」です。



## 子育て中の家庭では

○早めに帰宅し、積極的に家事・育児に参加しましょう。

○家族そろって食事を共にし、だん  
らんの機会をつくりましょう。

## 職場では

○子育て中の部下や同僚が気兼ねな  
く退社できるよう声をかけましょう。

## 地域では

○妊婦さんや乳幼児連れの親子に親  
切にしましょう。

・電車やバス等で席を譲りましょう。  
・ベビーカーでの階段の上り下りを  
手伝ったり、ドアの開閉に手を貸  
しましょう。

※家庭で、職場で、地域で、できる  
ことから子育て応援に参加しまし  
ょう。

市では、子育て家庭を地域全体で  
支える「子育て家庭優待事業」を愛  
知県と協働で実施しています。この  
事業の一環として子育て世代の皆さ  
んに「はぐみんカード」を配布して  
います。

■「はぐみんカード」とは  
県内の協賛店舗や施設を利用した  
際、このカードを提示すると、商品  
の割引やサービスなど、各店舗が独  
自に設定しているさまざまな特典が  
受けられます。  
協賛店舗は、県ホームページに掲  
載されていますのでご利用ください。



○はぐみんカードは、お子さんが満  
18歳に達して最初の3月31日まで利  
用できます。利用できなくなったカー  
ドは子ども課までご返却いただくか、  
ご自身で破棄してください。

○子育て家庭優待事業に協賛いただ  
ける店舗・施設を随時募集していま  
す。所定の用紙にご記入の上、子ど  
も課まで申込みください。(FAX  
可・FAX(83)1141)

※用紙は子ども課または市ホームペ  
ジからダウンロードすることもで  
きます。

▼問合せ 子ども課 子育て支援係  
(内線223)